

第 年 月 日

一部開示決定通知書

様

地方独立行政法人
東京都立産業技術研究センター理事長

年 月 日付けの開示請求について、東京都情報公開条例第11条第1項の規定により、次のとおり公文書の一部を開示することを決定したので通知します。

1 公文書の件名			
2 公文書の開示の日時及び場所	日 時	年 月 日	午前 時 分 午後 時 分
	場 所		
3 開示の方法			
4 開示しない部分並びに開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由	東京都情報公開条例第7条第 号に該当		
5 東京都情報公開条例第13条第2項の規定に該当する場合の公文書の開示をすることができる時期	年 月 日。ただし、公文書の開示を希望する場合は、同日以後新たに開示請求が必要となります。		
6 事務担当課	局（室）	部（所）	課
	電話	内線	
7 備 考			

注1 この通知書を持参の上、指定の日時においでください。

なお、上記の日時に来られない場合は、事前にその旨を電話等で事務担当課まで連絡してください。

2 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、地方独立行政法人東京都立産業技術研究センターに対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

3 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、地方独立行政法人東京都立産業技術研究センターを被告として（訴訟において地方独立行政法人東京都立産業技術研究センターを代表する者は地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター理事長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記2の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。